

## 「特集」に寄せて

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所  
菅谷 実

現代はネット社会と言われるが、メディアを経由した情報は100年以上前から書籍、新聞、ラジオ、電話、テレビなどにより社会に幅広く伝達されてきた。そのようなメディアの発展の延長線上にとらえられないのが、今日のネット社会である。

伝統的メディアにおいては少数の送り手が多数の受け手に向けて一方的に情報を提供するという情報の流れが固定化されてきた。メディア・リテラシー教育においても、そのような伝統的マスメディアにおける情報生成プロセスを学び、そこから提供される情報とどのように接していくかという観点からリテラシー教育の在り方が議論されてきた。

そのような伝統的リテラシー概念を「一方向のリテラシー」と呼ぶならば、ネット社会に登場した新たなリテラシー概念は「双方向のリテラシー」と呼ぶことができよう。すなわち、インターネットという新しい情報技術はこれまでメディア情報の「受け手」でしかなりえなかった一般大衆にきわめて容易に「送り手」となる機会を与えた。もちろん、きわめて容易というのは経済学的に言えば市場への参入コストが低いということである。しかし、参入コストは低くても、市場に参入するにはそれなりの情報処理知識を習得する必要がある。たとえば、ホームページの作成方法、ブログの作り方などの情報処理知識である。そのような知識なくしては、ネット上での情報の送り手になれない。

このような技術的知識の習得を「技

術的リテラシー」と呼ぶならば、今日、「一方向のリテラシー」、「双方向のリテラシー」に加えて「技術的リテラシー」の重要性も同時に指摘しなければならない。

このような3つのカテゴリーにおいては、「双方向のリテラシー」に包含される課題であるが、今日、送り手は、自らが提供する情報のもつ社会的影響力をも十分に理解するということが求められる。伝統的なマスメディアにだけ送り手があった時代においても、メディアのもつ社会的影響力が原因の一つであろうと指摘された社会的問題が引き起こされ、今日でもそのような問題が皆無というわけではないが、これまでの経験を踏まえて、伝統的メディアにおいては、送り手側における自己規律、さらにBPOにみられるようなメディア業界を中心とした自己規律が存在していた。

しかし、ネット時代におけるネット情報の送り手は、そのような自己規律の範疇には含まれていないし、まだ、ネットから提供される情報のもつ社会的影響力を十分に理解させるような教育体制も未成熟である。

これが、「双方向のリテラシー」のもう一つの側面である。今日は、まさに家庭という現実的私的空間から、ネットという仮想的公共空間にきわめて容易に自らが編集した情報を発信できる。その容易さのゆえに、自らの発信する情報が私的空間だけに止まるという誤解あるいは錯覚のもとに情報を発信してしまう危険性がきわめて高くなる。特に、社会経験

の少ない青少年には現実にそのような危険性が顕在化している。同時に、若者に限らず、はじめから悪意を目的として情報を発信することもきわめて容易となった。

以上のようなリテラシー概念は、すでに教育・研究領域では幅広く共有され、それに伴い、新たな教育プログラムも開発されてつつある。しかし、今日の日本のネット環境では、速攻的効果を期待できないリテラシー教育だけでは次々に勃発する社会的問題に対処できないレベルまで達しており、それが、より強制力の強い政府による規制などの対策を押し進める要因となっている。

技術的には、有害情報が端末に送信される前に制限をかけ、情報の到達を不可とするフィルタリング・ソフトが開発され、すでに教育機関においては、生徒が利用する校内パソコンにソフトがインストールされている。地方自治体レベルにおいてもフィルタリングの装着義務を定めたり、教育現場への携帯電話の持ち込みを制限するという対策がみられる。

もともと社会的に流通する情報は、「表現の自由」を保障という観点から事前規制（検閲）という方策ではなく、事後規制により制限を受けてきた。その例外は、猥褻情報などのような「表現の自由」の保護対象にならないとされる情報だけである。しかし、今日の情報の氾濫状況は、そのような事後規制だけでは対処できない。すなわち、事後規制の対象となるであろういわゆる有害情報がきわめて容易に社会的判断能力が確立していない若者にわたり、それがいじめ、プライバシー侵害、人権侵害、その他の犯罪などに結びついているということで、メディア・リテラシーという概念を超えた公的な規制や新しい制度作りが行われている。

本特集は、上記のような問題意識をもって取り組んだ共同研究（2009年度吉田秀雄財団助成研究「ネット空間のメディア・リテラシーと情報モラルのあり方に関する国際比較研究」）の成果に基づき作成された論文（第4論文「韓国のインターネット・リテラシーに関する一考察」と第5論文「ネット上の性情報に対する規制とメディア・リテラシー教育のあり方の国際比較」）、共同研究のプロセスで協力者として参画いただいた研究者に執筆をお願いした論文（第2論文「メディア融合時代の青少年保護——ドイツの動向」と第3論文「米国におけるデジタル・リテラシー政策の変遷過程の分析——デジタル・デバイドの社会的コストとガバナンスの役割——」）、さらに、今日のメディア状況をケータイ電話の利用調査から明らかにした論文（第1論文「携帯データサービスの利用実態についての国際比較——世界携帯データサービス調査（WMDSS）結果から——」）からなる。

第1論文においては、米国南カリフォルニア大学を中心に実施されている携帯電話の利用実態調査から米国、日本、台湾のデータに基づくデータサービスの利用実態を取り上げ、国別の特徴、その類似性と差異性が明らかにされている。

第2論文以降は、ドイツ（第2論文）、米国（第3論文）、韓国（第4論文）、カナダと日本（第5論文）におけるメディア・リテラシー、青少年保護、リテラシー教育の問題が取り上げられている。各論文の分析手法は異なるが、「メディア・リテラシー」というテーマの「特集」において、このような多くの国の比較研究がまとめられたことは、ひとつの意義ある研究成果となりうるものである。

末筆であるが、本「特集」の基盤となった共同研究に研究助成をいただいた吉田秀雄財団に感謝の意を表したい。